

月別指定(年単位)→毎月定額切替

「加入者掛金額変更届(第1号被保険者・任意加入被保険者用)」の記入要領

▼この届出書は、掛金の納付方法を月別指定(年単位)拠出から毎月定額拠出に変更するための専用帳票です。この届出書では、次の手続きを行うことができます。

- ☑ 2026年12月分(2027年1月引落)から、掛金の納付方法を「月別指定(年単位・毎月定額以外)」から「毎月定額」に変更する。
- ☑ 2026年12月分(2027年1月引落)から「毎月定額」で納付する掛金額を指定する。

※この届出書では、

- ▶ 掛金の納付方法を「毎月定額」に切り替えずに掛金額を変更することはできません。
- ▶ 国民年金基金の掛金月額の変更や国民年金の付加保険料の変更はできません。
- ▶ 氏名・住所や国民年金の被保険者種別等その他の項目を変更することはできません。

加入者掛金額変更届【令和8年12月施行事前受付専用】
(第1号被保険者/任意加入被保険者用)

【月別指定(年単位)→毎月定額切替 事前受付専用】

加入者掛金額変更届【令和8年12月施行事前受付専用】
(第1号被保険者/任意加入被保険者用)

この届出書は、令和8年12月分(令和9年1月引落)掛金より、納付方法を月別指定(年単位)拠出から毎月定額拠出に変更するための専用帳票です。

この届出書で同時にiDeCoの掛金額変更のお手続きも可能ですが、国民年金基金の掛金月額の変更、付加保険料の変更はできません。

ご加入者様の運営管理機関にて、令和8年10月末までにご提出ください。

なお、令和8年12月分(令和9年1月引落)よりiDeCoの毎月の拠出限度額が月額75,000円に引き上げられます。
(国民年金基金とiDeCoの両制度に加入されている方は合算で月額75,000円、付加保険料を納付されている方は月額74,000円)
※ 国民年金基金の掛金月額と、iDeCoの掛金額の合算で月額75,000円を超えた場合、iDeCoの掛金額の変更はできません。

【ご注意ください】

- 令和8年11月分(12月引落)までは、現在の月別指定(年単位)拠出の届け内容で掛金の引落しが行われます。
- この届出書の提出後に被保険者種別に変更があった場合、今回の変更内容が反映できず、別途お手続きが必要になる場合があります。
- この届出書を複数回に提出されると、ご希望の掛金額へ変更できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- e-iDeCo(マイナポータルを活用したiDeCoご契約者向けのオンライン手続きサービス)では、お手続きできません。
- 掛金を毎月定額拠出に切り替えずに月別指定(年単位)拠出で掛金額の変更を希望する場合は、この届出書ではお手続きできません。
- ご加入者様の運営管理機関にて、別途手続きを行ってください。

国民年金基金連合会にて

届出書コード (iDeCo)	届出区分 (国民年金基金)
0000	00

氏名フリガナ

生年月日

性別

住所

連絡先電話番号

第1号被保険者

任意加入被保険者

掛金の被保険者種別の□にチェックをご記入ください

掛金額区分

■：令和8年12月分(令和9年1月引落)から掛金を毎月定額で納付します

個人型年金掛金額

毎月の掛金額

0 0 0

下記の①、②に該当する方は、□にチェックの上、①については国民年金基金の掛金月額をご記入ください。
(いずれの制度も、国民年金保険料に上乗せして納付する、任意加入の制度です。また、付加保険料と国民年金基金の両制度を同時に納付することはできません。)

□ ①国民年金基金に加入している

国民年金基金の掛金月額

※ iDeCoの掛金額は、国民年金基金の掛金月額と合算で75,000円の範囲内で記入ください。

※ 令和8年12月施行に合わせ、国民年金基金の掛金月額を引き上げる場合には、引き上げ後の掛金月額をご記入ください。(なお、国民年金基金の掛金月額変更は、別途、現在加入されている国民年金基金会にてお問い合わせいただく必要があります。)

□ ②付加保険料を納付している

※ 付加保険料を納付している方は、74,000円の範囲内でiDeCoの掛金額をご記入ください。

※この「届出書」でのお手続きの受付は2026年10月末までとなります。記入内容に誤り等があった場合は、内容の訂正が間に合わず、掛金納付方法(掛金額)変更の事前受付ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

この「届出書」およびこの届出書による「納付方法の変更手続き」等に関して「ご注意いただきたい点」をまとめております。
ご記入の前に必ずご確認ください。

基礎年金番号や氏名・住所、生年月日等と被保険者種別(第1号・任意加入被保険者の別)をご記入いただく欄です。
ご記入にあたっては、裏面の記入例をご参照ください。

変更後の掛金額(2026年12月からの掛金額)をご記入いただく欄です。
2026年12月の制度改正後の拠出限度額をご確認のうえ、「毎月定額」で納付する掛金額をご記入ください。

※国民年金基金に加入している場合または国民年金の付加保険料を納付している場合は、拠出限度額が異なります。
B欄でこれら制度への加入有無をご確認ください。

ご記入にあたっては必ず裏面をご確認ください

iDeCoの拠出限度額は「国民年金基金の掛金月額」または「国民年金の付加保険料」との合算枠となります。いずれかの制度にご加入の場合は、該当する制度にチェック(レ)を入れてください(国民年金基金の場合は掛金月額をご記入ください)。
※必ず裏面の説明をご確認のうえ、ご記入ください。

記入例

月別指定（年単位）→ 毎月定額切替

加入者掛金額変更届【令和8年12月施行事前受付専用】（第1号被保険者／任意加入被保険者用）

▼ご記入いただく項目は、以下の3か所です。
この記入例をご参照のうえ、記入漏れや記入誤り等のないようご記入ください。

1 基礎年金番号、氏名（漢字・フリガナ）、生年月日、性別、住所（漢字・フリガナ）、
連絡先電話番号
該当の国民年金の被保険者種別
▶第1号被保険者または任意加入被保険者のいずれかにチェック（レ）を入れてください。

2 個人型年金掛金額（千円単位）
▶2026年12月からの掛金額（毎月定額の掛金額）をご記入ください。

3 「国民年金基金に加入」または「国民年金の付加保険料を納付」の有無
▶該当する方にチェック（レ）を入れてください。
▶国民年金基金に加入している方は掛金月額を記入してください。

国民年金基金の月額掛金
または付加保険料の有無
により、iDeCo掛金の
拠出限度額が異なります
のでご注意ください。

国民年金基金連合会表

届出番号	届出区分	基礎年金番号	氏名	生年月日	性別
04051		1234-567890	ネンキン イチロウ	491010	男
フリガナ		住所			
トウキョウト マルマルク サンカクサンカ		1-23-45 シカクサンカマンジョン 678ゴウ			
〒123-4567		連絡先電話番号 (12-3456-7890)			
東京		市町村 △△1-23-45 □□マンション678号			
該当の被保険者種別の口をチェックしてください		第1号被保険者 ☒ 任意加入被保険者 ☐			
掛金区分	個人型年金掛金額		毎月の掛金額		
■：令和8年12月分（令和9年1月引落し）が掛金を毎月定額で納付します	56000		56000		

3 下記の①、②に該当する方は、口をチェックの上、①については国民年金基金の掛金月額をご記入ください。
（いずれの制度も、国民年金保険料に上乗せして納付する、任意加入の制度です。また、付加保険料と国民年金基金の掛金月額を同時に納付することはできません。）

☒ ①国民年金基金に加入している	国民年金基金の掛金月額	☐ ②付加保険料を納付している
18400		

※ iDeCoの掛金額は、国民年金基金の掛金月額と合算で75,000円の範囲内でご記入ください。
※ 令和8年12月施行に合わせ、国民年金基金の掛金月額を引き上げる場合には、引き上げ後の掛金月額をご記入ください。（なお、国民年金基金の掛金月額変更は、別途、現在加入されている国民年金基金会にてお願いいたします。）

- すべての項目を漏れなくご記入ください。
※氏名と住所のフリガナも忘れずにご記入ください。
- 「基礎年金番号」は、年金手帳または基礎年金番号通知書等でご確認のうえ、正確にご記入ください。
※ご不明な場合は日本年金機構にお問い合わせください。
※確定拠出年金の加入者番号（00から始まる番号）を誤って記入されないようご注意ください。
- 該当の「国民年金の被保険者種別（第1号被保険者または任意加入被保険者）」にチェック（レ）を入れてください。

- 「①国民年金基金に加入している方」または「②国民年金の付加保険料を納付している方」は該当する方の口をチェック（レ）を入れてください。
- 「国民年金基金に加入している方」は、チェック（レ）と併せて「国民年金基金の掛金月額」を記入してください。
※いずれの制度も国民年金保険料に上乗せして納付する任意加入の制度です。両方の制度を同時に利用することはできません。
※2026年（令和8年）12月から国民年金基金の掛金月額を変更される場合は、変更後の掛金月額をご記入ください（国民年金基金の掛金月額変更は、ご加入の国民年金基金にお申出ください）。

- 変更後の掛金額は『2026年12月の制度改正後の拠出限度額』以下の金額をご記入ください。
※iDeCo掛金の拠出限度額は、国民年金基金の掛金月額や国民年金の付加保険料と合算しての限度額となります。

ポイント！

▼変更後の掛金額は、下表の『制度改正後の拠出限度額』の範囲内の千円単位の額を設定してください。

iDeCoの加入状況	制度改正後の拠出限度額
iDeCoのみ	75,000円
iDeCo+国民年金基金（※1）	合算で75,000円
iDeCo+国民年金の付加保険料（※2）	74,000円

- ※1 iDeCo掛金の拠出限度額は、国民年金基金の掛金月額を差し引いた額（千円単位）となります。
▶iDeCo掛金の拠出限度額
= 75,000円 - 国民年金基金の掛金月額
- ※2 国民年金の付加保険料は、月額400円です。拠出限度額は、400円を差し引いた額かつ千円単位の額（= 74,000円）となります。